



島根県報

平成28年3月22日（火）

第2,786号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県文化奨励賞授賞要綱の一部改正	（文化国際課）	2
農用地利用配分計画の認可	（農業経営課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
保安林の指定	（ " ）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	3

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消防総務課）	3
-------------	---------	---

告 示**島根県告示第201号**

島根県文化奨励賞授賞要綱（平成2年島根県告示第922号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第1項中「として奨励金」を削る。

附 則

この告示は、平成28年 4月 1日から施行する。

島根県告示第202号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 とびかみ	出雲市斐川町富村306-1	出雲市斐川町富村221-2外90筆

2 認可年月日

平成28年 3月22日

島根県告示第203号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町阿須那2893-31
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀914、926-2、1405-3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第205号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

海士町加入区（海士町漁業協同組合）

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成28年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成28年 3月22日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

- 1 試験の種類
甲種危険物取扱者試験
乙種危険物取扱者試験
丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第1回	平成28年 6月12日（日）	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成28年4月26日（火）から同年5月10日（火）まで（郵送の場合は、5月10日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成28年4月23日（土）午前9時から同年5月7日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）